

各 位

会 社 名 名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 山本 亜土 (コード:9048、東証・名証各第一部) 問合せ先 取締役財務部長 高田 恭介 (TEL. 052-588-0822)

2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年11月25日の取締役会において、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、地域の公共交通を担う企業として、「ココロをつなぐ、あしたへはこぶ。」をコミュニケーションスローガンに掲げて、"地域から愛される「信頼のトップブランド」"の実現に向け、事業を展開しております。2012年3月には、今後も当社グループが持続的に成長していくための長期的な視野に基づいたグループとしての方向性とそのための戦略として、当社グループの「2020年のあるべき姿」とそこに向かう道筋となる「長期経営戦略」及び2012年度を初年度とする3ヵ年計画である「名鉄グループ中期経営計画~PLAN120~」を策定いたしました。創業120周年を迎えた本年度は「PLAN120」の最終年度にあたり、重点テーマとして掲げた「名駅再開発に向けた成長戦略の構築」、「グループの核である交通事業の強化」、「沿線を中心とした地域活性化の推進」、「グループ経営の強化」の4項目に沿った取り組みを着実に推進しております。

また、当社グループが主に事業を展開する中部圏における交流人口の増加等、大きなインパクトをもたらすことが想定されるリニア中央新幹線の着工が、国土交通省により本年10月に認可されました。2027年に予定される開通に向け、当社グループではこれを今後の成長の最大のチャンスと捉え、その需要を確実に取り込むとともに、地域に新たな価値を創出すべく、名駅再開発に向けた準備に引き続き取り組んでまいります。

以上に掲げた、当社グループの持続的な成長に向けた取り組みを推進するため、当社は長期的財務 戦略と最適な資金調達手法を検討しております。その一環として、長期性資金と将来のさらなる財務 体質強化に備えたオプションを確保するとともに、海外投資家層の裾野拡大と当社株式の流動性向上 を加速させるために、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。本新株予約権付社債の発行は、 昨年10月に発行した2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債とともに、当社の財務戦略の 柔軟性向上に寄与すると考えております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約400億円につきましては、以下のとおり充当することを予定しております。

- ① 2016年3月期までを目処として、「2020年のあるべき姿」に掲げている当社グループの不動産 事業の強化のために、不動産事業における賃貸物件の取得資金等に約100億円。
- ② 2016年3月期までを目処として、当社の鉄軌道事業の旅客サービスの向上や旅客安全・運転保安工事の推進のために、車両の新造、駅改良工事等の設備投資に約100億円。
- ③ 2016年3月期までに返済期限を迎える長期借入金の返済に約200億円。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社グループは、「2020年のあるべき姿」の実現、及び将来の名駅再開発を見据えた長期性資金を低コストで確保しながら、希薄化を抑制することで、既存株主に配慮した資金調達手段として、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債が最適と考え、発行を決議いたしました。

- ① 10年という長期年限の社債をゼロ・クーポンで発行することにより、長期性資金を低コストで確保することが可能であること。
- ② 時価を上回る転換価額を設定することにより、1株あたり利益等の希薄化を極力抑制しつつ、 将来的に投資効果が発現し、株価が上昇する局面において転換が企図できること。
- ③ 2022年12月11日以降、当社が行使可能な120%コールオプション条項を付しており、当社の選択により本新株予約権付社債の株式への転換を促進することで、将来の当社グループを取り巻く事業環境、金融環境、及び事業投資計画の進捗状況に応じて、資本増強も含めたより柔軟な財務戦略を選択することが可能となること。

記

1. 社債の名称

名古屋鉄道株式会社2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.5%(各本社債の額面金額1,000万円)

- 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- 4. 社債の払込期日及び発行日 2014年12月11日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)
- 5. 募集に関する事項

(1)募集方法

Daiwa Capital Markets Europe Limited、Morgan Stanley & Co. International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びMizuho International plcを共同ブックランナー兼共

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

(2)本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の103.0%

- 6. 新株予約権に関する事項
 - (1)新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 1,000株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

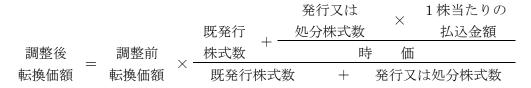
(2)発行する新株予約権の総数

4,000個及び代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記7(7)に定義する。)の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。 以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(3)新株予約権の割当日

2014年12月11日

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、 当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要 状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権 付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書 の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義す る。)に1.05を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終 値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値を いう。
 - (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。



また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2014年12月29日から2024年11月27日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記7(4)(イ)記載の当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(イ)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記7(4)(ロ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2024年11月27日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における営業日でない場合、その東京における営業日でない場合、その東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- (7) その他の新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
 - (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7(4)(イ)④(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/ 又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該 組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほ か、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

- (i)合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii)上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、 当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定め る本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできない。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り 扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による 調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できな い。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に 引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証 を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1)社債の総額

400億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2)社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3)満期償還

2024年12月11日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

- (4)本社債の繰上償還
 - (イ) 当社による繰上償還
 - ①120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、当社普通株式の終値が、20連続取引日(以下に定義する。)にわたり当該各取引日に適用のある上記6(4)記載の転換価額の120%以上であった場合、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2022年12月11日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、かかる通知は当該20連続取引日の末日から30日以内になされなければならない。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない 日を含まない。

但し、当社に下記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑤(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

②クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社に下記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑤(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

③税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払 義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避する ことができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び本新株予約権付 社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部(一部 は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該 追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の 通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社に下記④若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記⑤(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本③に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

④組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、 又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、 日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対 して交付した場合、当社は、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して、東京にお ける14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日 は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全 部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする(但し、償還日が2024年11月28日から2024年12

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

月10日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

⑤上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。但し、償還日が2024年11月28日から2024年12月10日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑤に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記④及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合、上記④の手続が適用されるものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

⑥スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、受託会社及び本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。但し、償還日が2024年11月28日から2024年12月10日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ロ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2022年12月9日(以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。但し、当社が上記(イ)①乃至⑥に基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本(ロ)に基づく通知の前後にかかわらず、本(ロ)に優先して上記(イ)①乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用される。

(5)買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6)期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(7)新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(8)無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的 として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

- (9)新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch(主支払・新株予約権行使請求受付代理人)
- (10)新株予約権付社債に係る名簿管理人 MUFG Union Bank, N.A.
- (11)社債の担保又は保証 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。
- (12) 財務上の特約 担保設定制限が付与される。
- 担保設定制限が付与される(13)取得格付
 - 本新株予約権付社債に関して、株式会社日本格付研究所より A-及び株式会社格付投資情報 センターより BBB+の格付を取得できる予定である。
- 8. 上場取引所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。
- 9. その他 当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

1 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による発行手取金約400億円につきましては、以下のとおり 充当することを予定しております。

- ① 2016年3月期までを目処として、「2020年のあるべき姿」に掲げている当社グループの不動産事業の強化のために、不動産事業における賃貸物件の取得資金等に約100億円。
- ② 2016年3月期までを目処として、当社の鉄軌道事業の旅客サービスの向上や旅客安全・運転保安工事の推進のために、車両の新造、駅改良工事等の設備投資に約100億円。
- ③ 2016年3月期までに返済期限を迎える長期借入金の返済に約200億円。
- (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は鉄軌道事業の公共的使命を達成するため、長期に亘り安定的な経営に努めるとともに、業績と経営環境を総合的に勘案しつつ、安定した配当を維持することを基本としております。

当社の剰余金の配当は、株主総会を決定機関とする年1回の期末配当を基本的な方針としておりますが、取締役会を決定機関とする中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、業績及び経営環境等を勘案して決定しております。

(3)過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	12.51円	14.48円	16.95円
1株当たり年間配当金	2.00円	3.00円	4.00円
(うち1株当たり中間配当金)	(0.0円)	(0.0円)	(0.0円)
実績連結配当性向	16.0%	20.7%	23.6%
自己資本連結当期純利益率	5. 7%	6.0%	6.6%
連結純資産配当率	0.9%	1.3%	1.6%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
 - 2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 - 3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本(期首の自己資本と期末

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

の自己資本の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を純資産(期首1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均)で除した数値です。

3 その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

- (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況
 - ① エクイティ・ファイナンスの状況

2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

2020年间对一一日在科学区位于外外 1 小州田 1 区位						
発 行 期 日	平成25年10月3日					
調達した資金の額	249億1,000万円 (差引手取概算額)					
募集時の発行済株式数	881, 584, 825株					
当該募集による 潜 在 株 式 数	64,766,839株(当初の転換価額(386円)における潜在株式数)					
現時点における	こおける 転換済株式数:-					
転 換 状 況	(残高250億円) (平成26年10月31日)					
当初の資金の使途	① 当社の主力事業である鉄道事業での旅客サービスの向上や旅客安全・運転保安工事の推進のため、車両の新造、駅改良工事、路切対策用のATSの設置及び列車在線表示システムの導入等の設備投資に約90億円 ② 既存賃貸物件の改修や設備更新、業務システムの改修等に約20億円 ③ 残額を平成26年3月期に返済期限を迎える長期借入金の返済に充当					
当初の支出予定時期	平成26年3月期まで					
現時点における 資金の充当状況	当初の予定どおり充当しております。					

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

		平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始	値	224円	226円	290円	309円
高	値	231円	316円	326円	505円
安	値	193円	204円	251円	291円
終	値	228円	297円	310円	494円
株品	西収益率	18.22倍	20.52倍	18. 29倍	l

- (注) 1. 平成27年3月期の株価については、平成26年11月21日現在で表示しております。
 - 2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成27年3月期については、未確定のため記載しておりません。
 - 3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、共同ブックランナーであるDaiwa Capital Markets Europe Limited、Morgan Stanley & Co. International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited及びMizuho International plcの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日において存在する新株予約権の行使による当社普通株式の交付、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割、その他日本法上の要請による場合を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。